

一宮市議会基本条例の一部を改正する条例

一宮市議会基本条例(平成28年一宮市条例第57号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(基本理念) 第2条 議会は、市の唯一の <u>議決機関</u> 、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)に対する監視機関及び政策立案機能を有する機関として公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現するものとする。 (議会の責務) 第4条 議会は、市民の代表としての合議制による <u>議決機関</u> として、条例、予算等の議決により、市の意思決定を行うものとする。 2～5 略	(基本理念) 第2条 議会は、市の唯一の <u>議事機関</u> 、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)に対する監視機関及び政策立案機能を有する機関として公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現するものとする。 (議会の責務) 第4条 議会は、市民の代表としての合議制による <u>議事機関</u> として、条例、予算等の議決により、市の意思決定を行うものとする。 2～5 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。